

報告第8号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成22年6月10日提出

天理市長 南 佳 策

専決第5号

専 決 処 分 書

平成22年4月8日午後1時50分頃天理市東井戸堂町176番地先の市道20号線上で発生した車両接触による人身事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成22年6月4日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 735,230円